

開かれた隣保館等の今後のあり方について 基本方針 【概要版】

1 はじめに（「開かれた隣保館等の今後のあり方について」基本方針を策定する意義）

- 平成25年3月「新たな隣保館等の今後のあり方についての基本方針」の策定以降、**隣保館等の管理方式の変更**（直営方式⇒指定管理者制度）や**差別に関する状況の変化**（インターネット上での差別書込み、人権三法の施行）等、**隣保館等を取り巻く状況が変化**
⇒**一般施策の視点**のもと、より「開かれた隣保館等」像の創造が求められている。
- 令和3年12月、草津市隣保館等運営審議会に「開かれた隣保館等の今後のあり方について」諮問し、令和4年11月に答申を受けた。
- 答申の内容を**尊重**し、人権意識の高揚を図り、**同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決**に向けた、より「開かれた隣保館等」の**具現化**を図るため、**基本方針を定める**。

2 隣保館等の役割とは

○隣保館等の設置目的・使命

- ・隣保館：同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな解決を図るための、福祉の向上、人権啓発、住民の交流の拠点となるコミュニティセンター
- ・教育集会所：住民の教育文化の向上、社会福祉の増進に寄与する

3 本市における取組の成果と課題

○事業推進の基本姿勢（平成25年3月基本方針）

- ・一般施策として隣保事業を行う
- ・より効果的な事業運営に努める（歳出や施策、制度等の抜本的な見直し）

○成果

- 指定管理者制度に移行（直営方式⇒指定管理者制度）
 - ・限られた予算の中、創意工夫を図り、自主的に企画、運営
 - ・地域の状況やニーズをより把握した事業展開
 - ・より身近な立場での相談業務の実現、問題解決
- 教育集会所においては、自主的な仲間づくり活動に重点を置いた取組に移行
- 学力補充については、全市的な学びのセーフティネットの取組

○課題

- 人権課題の拠点としての一般的な認知度は高いとは言えず、市全体への周知が課題
⇒より「開かれた隣保館等」をめざす観点から、事業内容や啓発のあり方について一層の検討を要する。
- 自主活動学級の運営に教員が主体的に関わっている。
⇒地域主体の自主活動学級を運営するにあたり、多様な人の参画や、地域の高校生や青年層等の人材発掘についてさらに推進していく。

4 今後の取組の方向性

- 隣保事業等を市全域に展開し、一般施策の中での人権尊重の視点から隣保館等を有効に活用し、課題解決に向けたより「開かれた隣保館等」をめざす。
- 視野を広げた事業展開のもと、関係機関等との連携を図り、認知度を高めることにより、地域住民のみならず、多くの市民に利用していただく。
【下記(1)～(3)のとおり】

(1) 交流・利用の活性化について

- 利用率の向上に取組みながら、隣保館等が人権確立等のために設置された施設であるという本来の目的を果たさなければならない。
- 認知度が高まり、広く市民に利用されることで、人権の大切さに気付く仲間の輪が広がり、人権・福祉の意識の向上・醸成の「きっかけ」が生まれ、その積み重ねが偏見等を取り除き、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の速やかな解決へとつながる。

①隣保館等に触れる機会の創出・拡大

- 多くの市民に広く利用され交流が図られることで、人権の大切さに気付く“きっかけ”となる。
【取組】
- 市の各部署や関係機関・団体との連携のもと、繰り返し長く利用される仕掛け
- 各隣保館等の特徴を活かした事業展開

②関係機関・団体との連携促進

- 人権意識の醸成に向けた啓発や、人権問題の解決には、関係機関や様々な活動団体との連携が必要
- 連携には多くのメリット（事業を連携する主体との相互理解、人権啓発の広がり等）
【取組】
- 人権啓発等を念頭に置き、市民が参加しやすく興味を引く事業の展開
- 認知度を上げるために、様々な主体と協力できる事業の開催等

③広報の拡充

- 「開かれた隣保館等」の観点から、より一層の広報活動が必要
- 人権・福祉・交流の拠点としての各隣保館等の取組や魅力を、市全域に向け伝えていく必要
- “連携”の中からは生まれる利用者や団体関係者からの広報効果、いわゆる「口コミ」効果も活用
⇒利用者のネットワーク等の波及、認知度向上を図る。

(2) 相談事業の強化および新たな展開について

- 隣保館が有している相談スキルや経験を、地域の枠を超え、人権確立の視点から、市全域に還元し、多様化、複雑化する人権・福祉等の問題（障害者、LGBT、女性、子ども、高齢者等）の解決に寄与するため、隣保館の相談事業の強化および新たな展開が求められる。

①情報ネットワークの構築

- 相談内容の多様化の中、あらゆる相談に専門的に対応することには、質的・量的に容易ではない。
- 専門的な相談機関との太い結び目（関係機関に丁寧に繋いでもらえるという安心感を相談者に提供する）としての役割や連携・ネットワークを構築していく。

②相談しやすい環境の整備および啓発

- 隣保館等の利用・交流の中で気軽に相談できる窓口を設けることができれば、相談のハードルは下がる。
- 行き慣れた場所で、普段の会話の中で自然に悩みを相談できるような「居場所づくり」も推進する。
- 広く市民が相談しやすい場となるよう、関係機関・団体等との連携体制も構築し、相談しやすい環境の充実を図る。
- 隣保館が広く市民からの人権・福祉問題に関する相談窓口であることの認知度を高めるために、(1)③広報の拡充を図る。

(3) 教育・啓発のさらなる充実

- 日々、変化する社会情勢に対応し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のためには、教育・啓発のさらなる充実が求められる。
- 粘り強い教育・啓発の取組が必要であり、関係機関や様々な活動団体等と連携するとともに、人権啓発等を念頭に置きながら、広く市民全体に隣保館を利用促進することで、教育・啓発につなげていく。
- 指定管理者の教育担当者を中心に、学校と連携しながら、地域主体の自主活動学級の運営を推進していく。
 - ・自主活動学級は、多様な人や団体、地域の支援員、ボランティア等の参画・協力により、多様な形での体験活動の場や機会の創出によって一層の充実を図り、相手を思いやる豊かな心、自尊感情、コミュニケーション力、やり抜く力などの非認知能力の醸成を図るため、コーディネートする調整機能の強化、情報共有できる仕組みづくりなどを進める。
 - ・地域の高校生や青年層の参加による地域の支援員の育成・参画については、今後の地域主体の自主活動学級の継続性を高める上で重要であることから、参加を促進する仕掛けや体制づくりを進める。